

○富津市広告事業実施基準

平成30年5月30日告示第84号

富津市広告事業実施基準

(趣旨)

第1条 この告示は、富津市広告事業実施要綱（平成30年富津市告示第83号）第3条第2項の広告事業に関する基準について定めるものとする。

(広告審査の基本的な考え方)

第2条 この基準により広告を審査する場合には、関係法令等の規定、市民への影響、公共性、公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈及び適用を行うものとする。

(広告事業の対象外となる業種、事業者等)

第3条 次に掲げる業種、事業者等は、広告事業の対象としないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制される業種その他これに類するもの
- (2) たばこ製品に係るもの
- (3) 公営を除くギャンブルに係るもの
- (4) 消費者金融の業種
- (5) 法律の定めがない医療類似行為（整体、カイロプラクティック、エステティック等をいう。）を行うもの
- (6) 占い、運勢判断に関するもの
- (7) 興信所、探偵事務所等の業種
- (8) 債権取立て、示談引受け等をうたつたもの
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中である事業者
- (10) 各種法令に違反している事業者
- (11) 行政指導を受けたにもかかわらず、改善がなされていない事業者
- (12) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で連鎖販売取引と規定される業種
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく市長の許可を取得

せず、違法に廃棄物の処理を行うもの（事業者が不用品を買い取り、又は無料で引き取る場合において、別途輸送費、作業代等を要求し、実質的に処理料金を徴収するものを含む。）等をいう。）

(14) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反しているもの

(15) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

(16) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及び暴力団員並びにこれらと関係を有している事業者

(17) 市税を滞納している事業者

(18) 前各号に掲げるもののほか、規制対象となっていない業種、事業所等において、社会問題を起こしている業種又は事業者

2 広告媒体を所管する課等の長は、広告掲載に関する申込みを受けたときは、直ちに前項に掲げる業種、事業者等に当たらないか審査を行うものとする。

（広告事業の基本的審査基準）

第4条 前条各号に掲げる業種、事業者等以外の業種又は事業者であっても、広告の内容等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告は、広告事業の対象としないものとする。

(1) 市が行政活動として行う広告事業の趣旨に反するものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの

イ 法令等で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの

カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれがあるもの

キ 世論が大きく分かれているもの

ク 市の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの

ケ 市の業務に不利益を及ぼすおそれがあるもの

(2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な、又は他と比較して優良であるとの表現をしているもの

イ 射幸心を著しくあおる表現をしているもの

ウ 根拠のない表示又は誤認を招くような表現をしているもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種、商法又は商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 商品、材料及び機材の売付けや資金集めを目的としている疑いのあるもの

コ 国、地方公共団体その他公共の機関が広告主であり、又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 売春等の勧誘又はあっせんの疑いのあるもの

イ 水着姿、裸体等の写真、イラスト等、性に関する表現をしているもの

ウ 暴力又は犯罪を肯定し、又は助長するような表現をしているもの

エ 残酷な描写等善良の風俗に反するような表現をしているもの

オ 暴力又はわいせつ性を連想させ、若しくは想起させるもの

カ ギャンブル等を肯定するもの

キ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(広告事業の個別的審査基準)

第5条 広告事業における業種等の個別的審査基準は、別表によるものとし、所管部局等の長が広告事業ごとにその内容等を審査するものとする。

2 第3条に規定する業種の事業者による、当該業種に関連するもの以外の内容の広告については、この告示に定める審査基準に基づき、審査するものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第5条関係）

業種等	審査基準
人材募集広告	(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘及びあっせんの疑いのあるものは掲載しない。 (2) 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売付け並びに資金集めを目的としているものは掲載しない。 (3) 労働基準法等関連法令の違反が疑われるものは掲載しない。
語学教室等	安易さ又は授業料若しくは受講料の安価さを強調する表現は使用しない。
学習塾、予備校等（専門学校を含む。）	(1) 合格率等の実績を掲載する場合は、実績年も併せて表示する。 (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容又は実施施設が不明確なものは掲載しない。
外国大学の日本校	学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学でない旨を明確に表示する。
資格講座	(1) 講座に係る民間資格が国家資格でない旨を明確に表示し、当該民間資格を国家資格であるかのように誤認させ、又は特定の事業において当該民間資格の取得者を置かなければならぬという誤解を招くような表現を使用しない。 (2) 講座を受講さえすれば国家資格を取得できるといった誤解を招くような表現は使用しない。この場合において、当該国家資格の取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示する。

	<p>(3) 資格講座の募集に見せかけて、商品又は材料の売付けや資金集めを目的としているものは掲載しない。</p> <p>(4) 受講費用が全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしない。</p>
病院、診療所及び助産所	<p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定等に反してはならない。</p> <p>(2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。</p> <p>(3) 提供する医療により疾病等が完全に治癒する等その効果を断定的又は推測的に表示してはならない。</p>
施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復）	<p>(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告を掲載することはできない。</p>
薬局、薬品、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）	広告を掲載する事業者が、事業所の所在地を管轄する地方自治体の薬務担当課において広告内容についての了解を得ている。
健康食品、保健機能食品及び特	広告を掲載する事業者が、事業所の所在地を管轄する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会にお

別用途食品	いて広告内容についての了解を得ている。
介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービスその他高齢者福祉サービス等全般（老人保健施設を除く。）	<p>(1) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現は使用しない。</p> <p>(2) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、サービスを利用するに当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p>
有料老人ホーム	<p>(1) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を使用しない。</p> <p>(2) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、サービスを利用するに当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>(4) 有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年7月18日付け老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型・有料老人ホームの表示事項」の各類型及び表示事項は全て表示する。</p> <p>(5) 所管都道府県の指導に基づいたものである。</p> <p>(6) 有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）の規定に抵触しない。</p>
有料老人ホーム等の紹介業	<p>(1) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p>

介護老人保健施設	介護保険法（平成9年法律第123号）第98条の規定により広告できる事項以外は表示できない。
サービス付き高齢者向け住宅	国土交通省及び厚生労働省「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省、国土交通省令第2号）第22条第1号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法」に関する事項を遵守する。
不動産事業	<p>(1) 不動産事業者の名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。</p> <p>(2) 不動産売買又は賃貸の広告は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>(3) 不動産の表示に関する公正競争規約（平成17年公正取引委員会告示第23号）による表示規制に従う。</p> <p>(4) 契約を急がせる表示は掲載しない。</p>
弁護士、税理士、公認会計士等	掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
旅行業	<p>(1) 登録番号、所在地及び補償の内容を明記する。</p> <p>(2) 行程にない場所の写真の掲載等の不当表示に注意する。</p>
通信販売業	特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条及び第12条並びに特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第8条から11条までの規定に反してはならない。
雑誌、週刊誌等	(1) 適正な品位を保った広告である。

	(2) 公の秩序又は善良の風俗に反する表現のないものである。
映画、興業等	(1) 暴力、賭博、麻薬、売春等の行為等を容認するような内容のものは掲載しない。 (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨又はわいせつなものは掲載しない。 (3) 前2号に掲げるもののほか、青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。 (4) 年齢制限等、一部規制を受けるものは、その内容を表示する。
古物商、リサイクルショップ等	(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けている。 (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。
結婚相談所及び 交際紹介業	(1) 事業者は、業界団体に加盟しており、かつ、広告においてその旨を明記する。この場合において、事業者は、当該業界団体に係る加盟証明を提出するものとする。 (2) 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。
労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	(1) 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。 (2) 出版物の広告においては、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。
募金等	厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受け、かつ、その旨を明確に表示している。
質屋、チケット	(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。

等の再販売業	(2) 有利さを誤認させるような表示はしない。
トランクルーム業	事業者が倉庫業法（昭和31年法律第121号）第25条に規定する認定を受けている。
貸し収納業	倉庫業法に基づくトランクルームでない旨を明確に表示する。
ダイヤルサービス	各種のダイヤルサービスは、内容を確認の上、判断する。
ウイークリーマンション等	営業形態に応じて、必要な法令等に基づき許可等を受けている。
金融商品	<p>(1) 投資信託等</p> <p>ア 将来の利益が確実であり、保証されているような表現を使用しない。また、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示する。</p> <p>イ 元本保証がない旨等のリスクを目立つようにわかりやすく表示する。</p> <p>(2) 商品先物取引及び外国為替証拠金取引（F X）等</p> <p>ア 監督行政庁等の許可、登録等の商品取扱に必要な資格を持った事業者であり、かつ、名称や登録番号、業界団体会員であることを明記する。</p> <p>イ 安全性、確実性、有利性等を強調し、投機心をいたずらにあおるものでない。</p> <p>ウ 利益保障がないこと、損失が生じる可能性があること等のリスクを目立つようにわかりやすく表示する。</p> <p>(3) その他の金融商品</p> <p>当該金融商品の内容に応じ、本項(1)及び(2)の規定を準用する。</p>

宝石の販売	虚偽の表現があるものは掲載しない（公正取引委員会に確認の必要がある。）。
個人輸入代行業等の個人営業広告	必要な資格の取得状況、事務所の所在地等の実態を確認する。
アルコール飲料提供	未成年の飲酒禁止の文言を明確に表示する。

備考（各項の主な共通基準）

- 1 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示する。
- 2 比較広告については、根拠となる資料が必要であり、主張する内容が客観的に実証されていなければならない。
- 3 無料で参加又は体験ができるものについては、費用がかかる場合がある場合にはその旨を明示する。
- 4 広告掲載主体の法人格を明示し、法人名、所在地及び連絡先を明記する。ただし、法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするために、代表者名も明記する。
- 5 肖像権及び著作権については、無断使用しない。
- 6 連絡先電話番号は、市外局番を含む固定電話番号とし、携帯電話、P H S 及び I P 電話のみでは認めない。通話料が発信者負担の統一番号等の場合は、着信地、通話料金等を明示させる。携帯電話は、プリペイド方式の契約のものであってはならない。